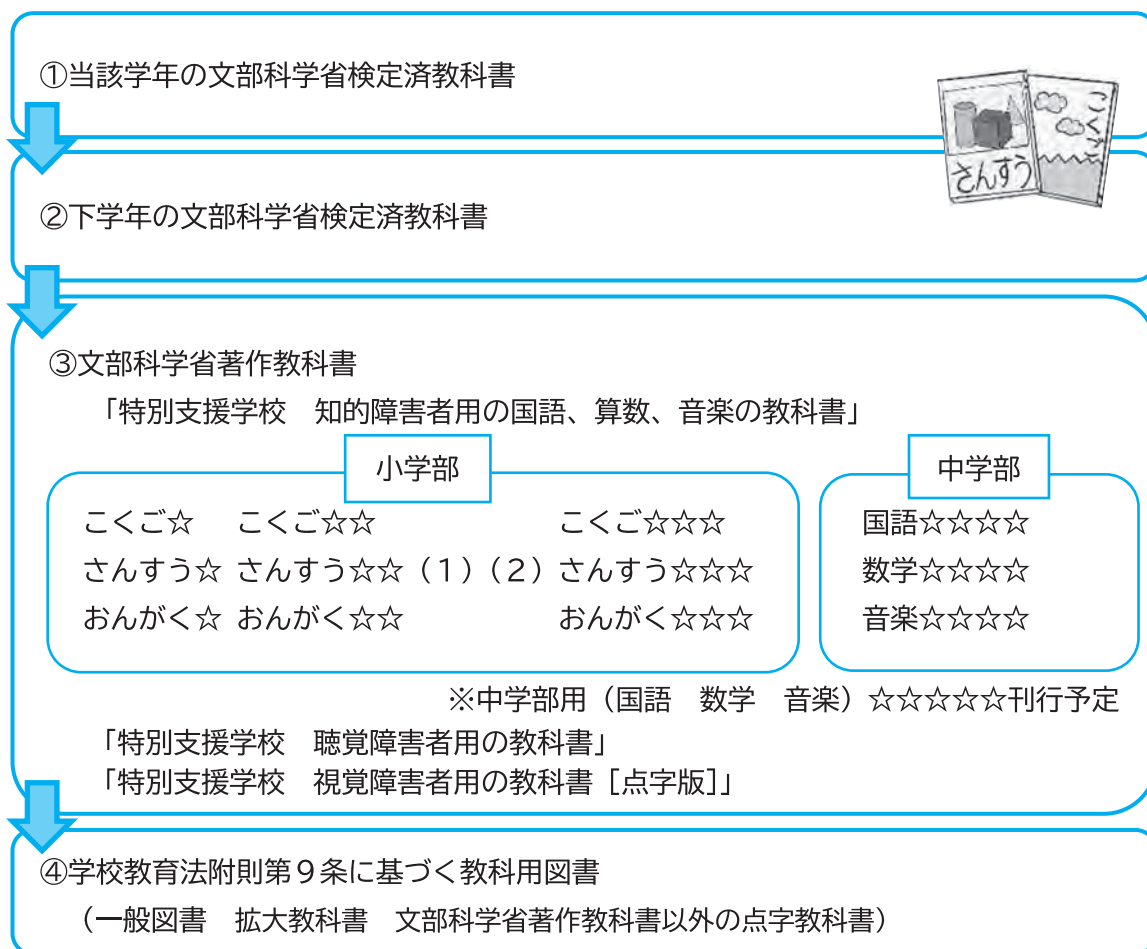


(4) 教科書の取扱い

教科書とは、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」（教科書の発行に関する臨時措置法第2条）であり、文部科学大臣の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）があります。

なお、特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっております（学校教育法施行規則第139条）。

使用する教科書の検討手順



教科用特定図書等とは

視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（拡大教科書）、点字により教科書を複製した図書（点字教科書）、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るもの（音声教材等）をいいます。

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」
(通称：教科書バリアフリー法)



音声教材とは以下のようなものです。無償で提供されます。

- ・発達障害等により、通常の検定教科書で 사용되는文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。
- ・パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。
- ・文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒等に無償で提供。

「教科用特定図書等の普及促進について」 文部科学省 参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



マルチメディアデージー教科書

(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)
音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコン、タブレット端末にて利用可能。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>

ペンでタッチすると読める音声付教科書

(茨城大学)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書きこみが可能。

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

AccessReading

(東京大学先端科学技術研究センター)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。パソコン、タブレット端末にて利用可能。

<https://accessreading.org/about.html>

文字・画像付き音声教材

(広島大学)

サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhoneなどのiOS機器にて利用可能。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>

音声教材 BEAM

(認定NPO法人エッジ)

音声のみの教材(テキストや挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。

<http://www.npo-edge.jp/>

UNLOCK

(愛媛大学教育学部)

音声、本文等テキストを含む(挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声(一部肉声)。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式(.txt)ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。

<http://www.karilab.jp/unlock/index.html>

(5) 交流及び共同学習

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

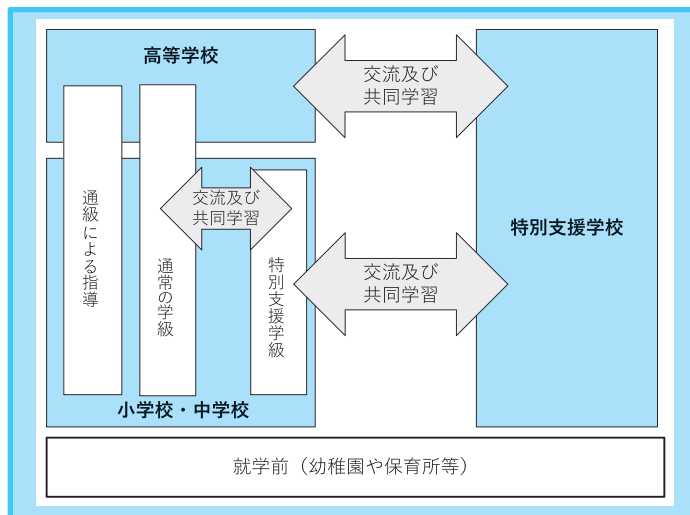


図5 学級間・学校間における交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。そして、そうした学習は、学校卒業後においても、障害のある子どもにとっては、様々な人々とともに助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につなが

るとともに、障害のない子どもにとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人とともに支え合う意識の醸成につながると考えます。

この交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習の推進するために、以下のような留意点が示されています。

(関係者の共通理解)

○小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や特別支援学級の関係者（学校の教職員、子どもたち、保護者など）が互いに活動の意義やねらい等について理解し合うことが大切。

(教育課程上の位置付け)

○交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことが可能。

(評価)

○教育課程に位置付けた各教科等の目標に照らして、子どもたちに身に付いた資質・能力を評価。

○学習場面における子どもの意識や態度の変容だけでなく、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成の観点から、学校や地域での生活も含めて、子どもの変容を可能な限り幅広く、総合的に把握。

「交流及び共同学習ガイド」文部科学省 参照

交流及び共同学習に関する時間だけではなく、日常の学校生活においても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果を高めることにつながります。その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切です。



3 教育課程の編成や改善に取り組む手順

小学校・中学校学習指導要領解説総則編には、以下のような教育課程の編成手順の例があります。

教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする

- ・教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつ。

教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める

- ・校長のリーダーシップの下、組織的かつ計画的に取り組む。

教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

- ・教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。
- ・児童生徒の心身の段階や特性、学校及び地域の実態を把握する。

4 特別支援学級における特別の教育課程の工夫

実際の工夫について例示します。

児童生徒の実態

教育課程の工夫等

Aさん 小2

(知的障害特別支援学級)

- ・単語でやりとりをし、自ら発信することは少ない。
- ・身辺自立は確立していない。
- ・なぐり描きができる。平仮名は読めない。
- ・身近な物の名前を覚えつつある。
- ・具体物は数えられないが、1から10まで唱えられる。

各教科等	指導内容	指導場面
国語	・簡単な指示や説明を聞き、行動する	国語 日常生活の指導 生活単元学習
	・絵本の登場人物の動きや言葉をまねる	
	・自分や物の名前を知ったり、文字で表すことができるを知ったりする 等	
算数	・10までの数の数え方や表し方を知る	算数 日常生活の指導 生活単元学習
	・ものの形に着目し、集めたり、分類したりする 等	
	・大小を比べる	
生活	・整理整頓、衣服の着脱、排泄等の基本的生活習慣を身に付ける	日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習
	・身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をする	
	・教員や友達ときまりのある遊びしたり、工夫したりする 等	
自立活動	・「～したい」等の自分の気持ちを伝えることができる	自立活動 日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習
	・日常生活に必要な基本動作を身に付ける	

○自立活動を取り入れる

○各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする。

→知的障害特別支援学校小学部の生活科2段階、国語科2段階や算数科2段階に替える 等

Bさん 中2

(自閉症・

情緒障害特別支援学級)

- ・電車が大好き。圏域の線路図をよく知っている。
- ・思ったことをそのまま口にして相手を不快にさせるような表現を繰り返すことがある。
- ・自分の行動を注意されたとき反発して興奮を静められなくなる。

	指導内容	指導場面
自立活動	・相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付ける ・自分を落ち着かせることができる場所に移動できる	自立活動の時間

○自立活動を取り入れる

○各教科については当該学年の内容を取り扱う

→総授業時数は同一のため、内容の精選を行い時間数の検討が必要。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

・学校教育の目的や目標及び教育課題の基準に基づきながら、各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

教育課程を編成する

・学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

教育課程を評価し改善する

・実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

年間指導計画



	4月	5月	6月
学校行事	入学式、始業式 身体測定	交通安全教室 校外学習	避難訓練
日常生活の指導	・自分の身の周りのことをやってみよう(整理整頓、衣服の着脱)		
遊びの指導	・体を動かして遊ぼう ・忍者になろう		
生活単元学習	・「入学・進学おめでとう会」をしよう ・「校外学習」について知ろう		
国語	・絵本にふれよう ・自分や物の名前を知ろう	・絵本にふれよう ・動作を表す言葉を知ろう	・登場人物の動きや言葉をまねよう ・平仮名にふれよう
算数	・1から10まで言ってみよう	・1から3まで数えよう ・大きい、小さいを比べてみよう	・1から3まで数えよう ・順番を知ろう

○総授業時数は、通常の学級と準じる。→小学校2年生 総授業時数 910

○各教科等を合わせた指導を行う場合には、各教科等の授業時数を適切に定める。

→各教科等を合わせた指導の教育課程上の位置付けを明らかにする

(例) 日常生活の指導(8時間)・・・生活科(3時間)・国語科(1時間)・算数科(1時間)・自立活動(3時間)



	4月	5月	6月
学校行事	入学式、始業式 身体測定	避難訓練 定期テスト	中体連夏季大会
自立活動	自分の気持ち・相手の気持ち 自己理解(得意・不得意) 自己理解(自分に合った方法を考える)		
国語	詩「○○○」物語「○○○」	説明「○○○」 漢字1	詩「○○○」随筆「○○○」
数学	式の計算	連立方程式	連立方程式 1次関数

○総授業時数は、通常の学級と準じる。→中学校2年生 総授業時数 1015

○自立活動年間授業時数については、生徒の障害の状態等に応じて適切に定める。

→毎日、始業前に個別で自立活動の指導を行ったり、金曜日の午後に集団で自立活動の指導を行ったりする。